

議案第 86 号

さいたま市就学支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市就学支援委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 5 月 26 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市就学支援委員会条例の一部を改正する条例

さいたま市就学支援委員会条例（平成 13 年さいたま市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 義務教育諸学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校、中学校、 <u>義務教育学校、中等教育学校の前期課程</u> 又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に就学前の者又は就学している者で障害があるものの適正な就学に係る教育的支援を図るため、さいたま市就学支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。	(設置) 第 1 条 義務教育諸学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に就学前の者又は就学している者で障害があるものの適正な就学に係る教育的支援を図るため、さいたま市就学支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。